

白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会規則

令和 2 年 1 2 月 1 1 日

白馬村規則第 3 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成29年白馬村条例第25号）第 7 条の規定に基づき、白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第 3 条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの協議会は、村長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、総務課において行う。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。